

京都市聴覚言語障害センター条例第7条第2項の利用料金を定める規則を公布する。

平成18年9月29日

京都市長 柘 本 頼 兼

京都市規則第53号

京都市聴覚言語障害センター条例第7条第2項の利用料金を定める規則

京都市聴覚言語障害センター条例第7条第2項に規定する別に定める額は、障害者自立支援法施行令第21条の3第1項に規定する食費等の基準費用額に相当する額とする。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)